

## 学問の自由思想の発達と教育制度の変遷

工藤市兵衛

## **The Development of academic freedom and Changes and transitions of educational Systems.**

Ichibei kudo

We will examine thoroughly the theory of changes in academic liberty, educational systems, before the Meiji era and before and after the Second World War.

明治時代以前の教育と第二次大戦後の学問の自由  
思想の変遷の概要について検討した。

## 学問の自由思想の発達と教育制度の変遷

工藤 市兵衛

## 一。古代の教育

教育は人間生活の起源と同じ頃始まったものと考えられる。経験は教育によって伝えられ継承され、それが精錬され創造が加えられて発展したものであろう。言葉により伝達され、粘土、しっくい等への印を付したことから段々文字が出来、使用される様になって急速に発展し、それと共に計画的、組織的教育が行なわれるようになったとみることが出来る①。

我が国では支那及び朝鮮等から各種文化が伝わり教育も更に進展したと云うことが出来る。

ところで教育は学校発生前に行なわれており学校経営以前においても学校以外の場所、即ち学校外施設でも行なわれていたとみることが出来る。今日でも企業その他の施設で多くの教育が行われている。名実ともに学校の原型として考えられるのは、大宝律令（律は刑法、令は行政法）のうち学令（二十二条）に定められた大学と国学の二つであろう。これらは支那の唐制に倣ったもので西暦七〇二年大宝二年のことであった②。

古代における学校は官吏養成を目的とした高等教育機関として設けられた。この官吏養成に初めて着目したのが聖徳太子で、その「十七条の憲法」が官吏のあり方を説いている。時に紀元六〇年であった③。

## 二。中世の教育

十二世紀末期のいわゆる源平争乱により鎌倉幕府は滅亡し律令体制が崩壊し、旧体制を精神的に支えた仏教界においても新風が吹き始め又、武家社会では武芸や武士道の修得が一門や家庭内の教育として行なわれ、学問に専心したのは学者と僧侶であったと云われる。又武士・兵士を農村、農業から引き離し、統治と戦争を専門とする者の集団に編成した④。

又寺院は次第に庶民の子弟に初等教育を施すものが多くなり、室町時代には児童の「寺入り」新仏教の普及などがその発達を促し初歩的な読み書きの手ほどきが行なわれ、これは後の寺子屋の芽生えと云うことが出来る。

教育施設としては中世では武州（神奈川県）の金沢文庫と下野（栃木県）の足利学校が有名である⑤。

又天文十八年（1549年）には宣教師が多数渡来し、キリスト教を伝えた⑥。

## 三。近世の教育

江戸時代となると武家の学校として徳川幕府直轄の学校、各藩の学校としての藩校、又庶民の学校として寺子屋（寺小屋）が見られ郷学や郷校、私塾なども設けられた⑦。

これら各種の教育施設は明治以降の近代学校の素地となった。

寺子屋ははじめ僧侶の手によって教えたのでこの称があるけれども、後には浪人、医師、富豪などが寺と相並んで寺以外の場所で教えるよう

になり、我が国中世以来の庶民教育機関となり、所謂、読み書き、ソロバンを授けた。寺子屋経営者の身分についての年次調査は次の様である。

寺子屋経営者の身分についての年次調査

	武士	平民	僧侶	神官	医者	合計
文元 明和	2 (18.18)	3 (27.27)	1 (9.09)	4 (36.37)	1 (9.09)	11 (100.00)
寛延 永宝	3 (10.34)	10 (34.49)	11 (37.93)	5 (17.24)		29 (100.00)
天正 和徳	3 (10.00)	13 (43.33)	2 (6.67)	10 (33.33)	2 (6.67)	30 (100.00)
享天 保明	44 (22.11)	72 (36.18)	22 (11.06)	28 (14.07)	33 (16.58)	199 (100.00)
寛天 政保	835 (28.09)	1,137 (38.28)	479 (16.11)	228 (8.34)	294 (9.18)	2,973 (100.00)
弘明 化治	1,810 (25.03)	2,939 (40.64)	1,371 (18.96)	515 (7.11)	597 (8.26)	7,232 (100.00)
合計	2,697 (25.74)	4,174 (39.86)	1,886 (18.00)	790 (7.54)	927 (8.86)	10,474 (100.00)

( )内はパーセント

けだし寺子屋の名称はおそらく江戸時代にはいってから用いられたものである。又、寺子屋で教えられたので寺子屋の字も見られる⑧。

#### 四。近代教育制度の創始と学制

大政奉還の行なわれたのは慶応三年(1867年)十月であり十二月九日には王政復古の大号令があり維新政府は翌四年(明治元年)三月、五ヶ条の御誓文を發布した⑨。

明治五年に学制を頒布して以来、百二十年に及んだこの教育制度の創始は、我が国の教育史上画期的なものであり、近代教育制度の基本を定め、今日の我が国の繁栄の大きな基礎となっている。

江戸時代の中期から多くの藩は藩校を設けるようになり、幕末には全藩の藩校は二七〇ほどに達していたが二六藩で設立改革されたと言われる。また、庶民も寺小屋で子弟に学業を修めさせ、読み書き、そろばんの学業が行なわれてきた。又京都府、市内各町組も小学校を建営すべき旨申渡した。

維新政府は、成立直後から教育改革の方策を作ることに努め、学校開設の計画を立て、学校の設置を奨励した。明治四年七月、文部省が設置されるとただちに近代学校制度の立案に着手した。又木戸孝充は欧米風の学校制度を実施するよう強調した。

明治五年に公布された学制により、我が国ではじめて学校教育制度が開かれた。

明治五年八月三日の太政官布告によると、「以後一般の人民華士族農工商か婦女子」は必ず学校に入学すべきものとし、近代的な教育を推進するための、四民平等・機会均等の教育制度を樹立した⑩。

学制の各章(現在の条)は、その多くが学校制度の体系を決定し、これを実施する行政組織を作るためのものであった。学校は三等に区分す、即ち大学、中学、小学とした。小学校は八年制で上下二等とすとなっており、学校制度の基礎となる教育を施す機関であって、すべての者が入学しなければならない学校とされていた。

中学は小学校を経たる者が入学することとされ、中学にも工学校、商学校、通弁学校、農業学校、法民学校などの種別があった。下等中学教科として簿記法、上等中学教科として簿記法および経済学が掲げられていた。それらは普通の学校として教育すると考えられていたのである。

さらに、教員養成のために師範学校を設けた。卒業生を教師として小学校へ派遣する方策は、それまでには全くなかったことであった。学制実施に当たって新しい時代に即応した教育を行うことのできる教師を養

成することは、緊急の問題として学制実施の最初に掲げられていた。このためまず東京に師範学校を開設することが決定されたのは明治五年五月であつて、学制公布以前のことであつた。これが我が国における教育養成学校の最初の試みであつて、ここで教育を受けた教師を府県に配置して、地方の教員養成機関を發展させようとした。

又文部省は官費による海外留学生の派遣を進める一方、一〇年に東京医学校と東京開成学校を合併して東京大学とした。その他、新しい技術や制度の導入を目指してそれぞれの業務を担当する省庁にも専門教育機関が設置された<sup>⑪</sup>。

我が国における最初の組織的商業教育機関として設けられたものは、明治七年七月大蔵省銀行課内に開設された銀行学局である。明治二十六年廃止されるまで、ここから多くの人材を輩出した。

ついで、明治八年八月商法講習所が、森有札によって創設された。ここにはじめて洋式商業教育を行ない、これが明治十八年文部省に移管され、東京高等商業学校となり(後の東京商科大学)、現在の一橋大学の前身となつたのである<sup>⑫</sup>。

東京商法講習所の創設に刺激され、明治十一年一月には神戸商業講習所が兵庫県にはじめて公立として開所され、一般内国商業に必要な知識を授けた。

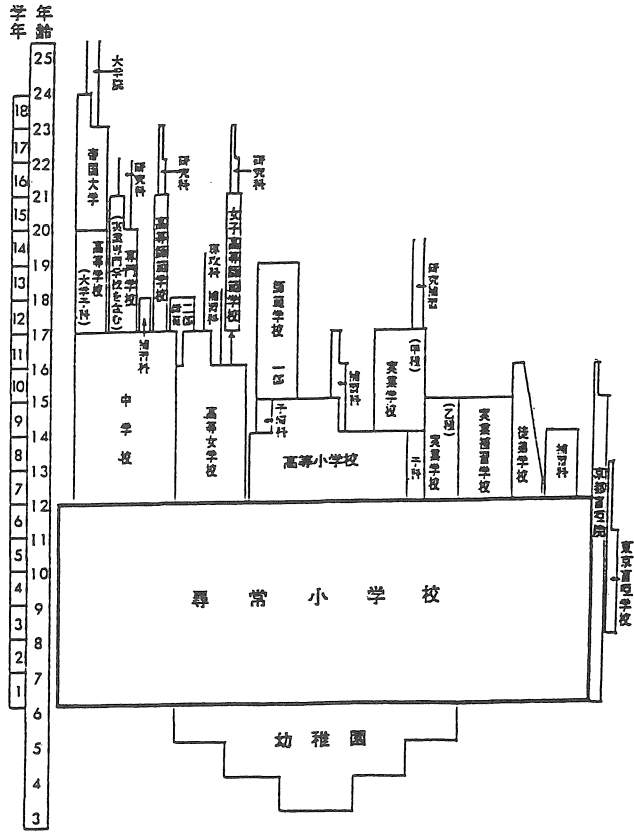
また、明治十一年三月、岩崎家経営にかかる三菱会社は三菱商業学校を東京に設立し、洋式商業教育を施した。

さらに、明治十三年、大阪においても、大阪商業講習所が(大阪市立商大、現在の大阪市立大学の前身)五代友厚によって創立され、また翌明治十四年には横浜商法学校が、小野金六によって開校されるにいたつた。徐々にはあるが学校体系が整うこととなつた。

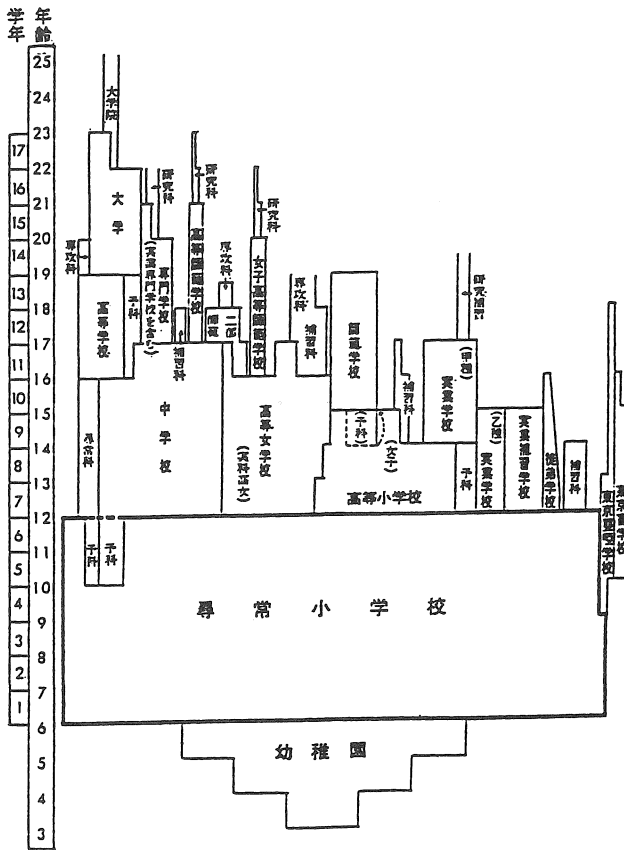
五。近代教育制度の確立と整備

かくて明治十二年教育令の發布となり、明治十三年に改正法が施行され、明治十八年内閣制度が創設され、文部省に初めて文部大臣が任命されることとなり、森有札が着任した。森文部大臣は学校制度全般にわたる改革を断行し、基本となる近代学校の体系を作りあげた。二十年代の後半に井上毅が文部大臣となり、学校制度改革の後を受けて、実業教育、女子中等教育などについての改革を行った。我が国における近代学校制度の基礎が此の時代に確立した。

さらに明治三十年代後半には、小学校令、高等学校令、実業学校令、師範教育令などを定め、三十六年の専門学校令をもって高等教育のための専門教育を施す諸学校が制度化された。更に高等学校令、帝国大学令とをもって近代学校の全制度体系が確立した。このようにして明治五年の学制によって出発した学校制度は三十年を経て近代学校としての体系をとることとなり、この時代から第二次世界大戦後の学制改革に至るまで学校体系は安定していたとみることが出来る。<sup>⑬</sup>左に明治四十一年及び大正八年当時の学校系統図を示す<sup>⑬</sup>。



第1圖 明治四十一年



第2圖 大正八年

## 六。戦時化における教育

芦溝橋事件を発端に突如として起こった支那事変は、昭和一二年七月七日であった。このときから国内各方面の新体制を要求し、統制は強化され、産業界もまた未曾有の変革をきたした。

昭和一三年一二月文部省に設置された教育審議会は実業学校を解体して、中等教育を中学校一本に一元化するという、問題が採り上げられた。この問題に対しては実業学校から猛烈な反対があつて取り止めになったが、昭和一五年一二月九日、文部省実業学校局長の通牒をもつて、「実業学校卒業生ノ上級学校進学ニ関スル件」という主題で、商業学校からの上級進学への制限が行なわれた。この制限は、商業学校へ多大の衝動を招いた。この進学制限は、戦時中商業教育を奈落の底へ陥れた第一歩であり、商業は生産しない搾取業だと云われた。

ついで、昭和一八年四月実施の中等学校修業年限一年短縮の四年制実業学校の新制度は教育課程に大なる改変が行なわれ、例えば商業教科のなかに商の字がほとんど抹殺されてしまった。この一事をみても、当時軍需生産、わけても航空機増産の一途の目的のために、工業技術教育の振興を強調するに急であつて、それに従つて必要とされる経営ないし事務の教育すなわち実業教育の重要性を忘れた当時の風潮の一端を示してあまりあるものであろう。更に文部省は一八年学術研究会を改組し、人文科学部門を加え研究動員委員会を設け、学術研究動員の中心機関とした。

更に時局の急迫はいよいよ激しく、国内情勢はさらに悪化した。昭和一八年六月、「学徒戦時動員体制確立要綱」が発表され、つづいて九月には文科系学徒の徴兵延期の取消およびそれに伴う諸学校の整理統合の方向が決定された。さらに同年十月には「教育に関する戦時非常措置方策」

(発国四七四号十月二三日文部次官より各地方長官宛通牒)が発表され、昭和一九年四月から男子商業学校は工業・農業ないし女子商業学校へへ転換するか、さもなければ整理縮小されるのやむなきにいたつた。

このようにして、男子商業学校は昭和一九年四月から工業学校その他に転換して、施設・設備もなく、また教師もない、まったく名目のみの工業学校となつたのであるが、幸か不幸か同年四月早々商業学校を含む実業学校上級生の航空機生産のための勤労働員が行なわれたので、この工業学校転換による幾多の問題も解消して商業学校においては下級生のための若干の商業教育が行なわれるのみとなり、こえて二〇年の終戦にいたるまで勤労働員はつづけられ、商業教育はまったく地を払うにいたつた。ただし、ここに付言しておきたいことは、女子事務員の需要および女子商業学校の存置の措置によつて、大いに発展したことである。学徒動員のため工場で働く他、学校を工場として使用する「学校工場」と云う名称が生まれたのもこの頃である。

## 七。教育改革と新教育制度

第二次世界大戦は、イタリア、ついでドイツが降伏した後も我が国は最後まで頑張つたが、昭和二〇年八月六日および九日の広島および長崎に落された二回にわたる原子爆弾(当時の新聞は新型爆弾と称した)の被害が言語に絶したこととソビエトの参戦によつて、無条件降伏のやむなきにいたり、連合国軍の大勝利に帰して終局を告げた。

終戦後、直ちにアメリカ軍の占拠下におかれ、武装解除、財閥の解体、農地改革などその他我が国従来からの諸制度・組織の大改廃があらゆる方面で行なわれ、その中では教育改革は重要なものの一つであった。

教育制度の大改革は、これを一言にいえば、これまで我が国における近代教育の発展を妨げていた過去の中央集権主義による国家主義・画一主義の教育を捨てて、平和主義・民主主義・地方分権主義によつて

教育を行なおうとする自由主義的のものであった。

教育の改革は昭和二一（一九四六）年三月と昭和二五（一九五〇）年八月の二回にわたって、アメリカ教育使節団が来朝して、我が国教育の状況を詳さに視察し、それぞれの報告書を作成し、連合国軍最高司令官マッカーサーに提出し、その報告書に基づいて具体的に行なわれた。すなわち6・3制の採用、教育観ないい教育主義の根本的変革、教育内容および教育方法の改造など、教育のすべての面に行なわれた。これを要するに、我が国に長く行なわれた従来の教育を廃止して、アメリカ式教育を輸入し、これを直ちに実施したのである<sup>14</sup>。

アメリカ式教育にはもちろんよいところもある。しかし、事情の違う我が国に無条件に採用できないこともあって、終戦直後の教育の混乱は思いなかにすぎることがあった。商業教育においても、終戦後における混乱は、きわめて激しいものであった。

戦時中、男子商業学校が、工業学校ないし農業学校もしくは女子商業学校に転換を余儀なくされたが、昭和二〇年十月再転換できることになった（昭和二〇年十月八日、男子中等学校ヨリ転換セル諸学校ノ取扱ニ関スル件）。また、翌二一年には修業年限もまた一か年延長されて五年の商業学校が復活した。

敗戦直後の虚脱状態にあった工業学校は、一年有七か月、施設・設備のないままに形と名前だけを工業学校としていたのであるが、この再転換の通牒によって再び商業教育への復帰を求め、欣然として商業学校へ転換する学校が多かったのである。もっとも、いろいろの関係でそのまま工業学校として残るもの、あるいは転換した女子商業学校として商業教育を行なうものなどもあった。

戦後の教育制度の改革は着々進行して、昭和二二年四月から6・3・4制による新制中学校が発足し、翌二三年四月から新制高等学校が発足し、さらに翌二四年四月から新制大学が生まれた。この新制度は、

従来の複線型学校体系を改め単線型とした点に特徴があり、従来普通教育と実業教育とを二次元的に取り扱ってきたものを制度上一元化したことであり、従来の商業学校は、新制中学校の基礎の上にたつ新制商業高等学校となったのである。

この教育改革を行なうに当たって基本となる教育の理念や改革の実施の方策は新しい民主的な方法によって決められることとなり、その最も基本となるものが日本国憲法でありこの中で教育に関する条文が掲げられた。さらに、具体的な教育の目標や細かなねらいを示す「教育基本法」が制定された。

教育基本法では教育の目標や教育実践の基本となる考え方が条文として示されるとともに、この教育基本法のもとに「学校教育法」、「社会教育法」、「教育委員会法」などの立法が行われ、これらが新しい教育の体制の基本となった。

新しい教育制度のうちもっとも顕著なものは6・3・3・4制の学校体系が示されたことである。この学校体系の改革は小学校から大学に及ぶすべての学校体系の改革であって、明治五年に学制が敷かれて以来の大きな改革である。それまで八年であった小学校を六年とし、初等教育制度の一部であった国民学校高等科と定時制の青年学校とを、中等学校のはじめの三年とを合わせて、新制中学校とした。その上で、中学校、高等学校、実業学校の三つは、単一の三年制の高等学校に改められた。これにより、五年制の中学校をはじめの三年までが中学校となり、あとの二年に一年を加えて三年制の高等学校とした。所謂新制の学校制度が生まれたのである。

又高等学校設置については、学区制、男女共学制、総合制という三原則のもとに行われた。高等学校は中学校を卒業し、入学を希望する者はなるべく多く入学させる方針であったので、様々な希望を持った生徒が入学することとなり、そのため公立高等学校には普通課程、職業課程を

設け、これらを総合して経営する総合制高校を奨励した。また、定時制、通信制なども併置して、後期中等教育の機会を充実させた。

一方、高等教育機関も新制度の理念に基づいて大きな改革が行われた。更に単位高等学校（学年制をとらない）等も数は少ないが新しく発足した。

旧制の高等教育機関としては、大学、大学予科、高等学校、専門学校、高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校があったが、これらは単一の四年制の大学に改編された。

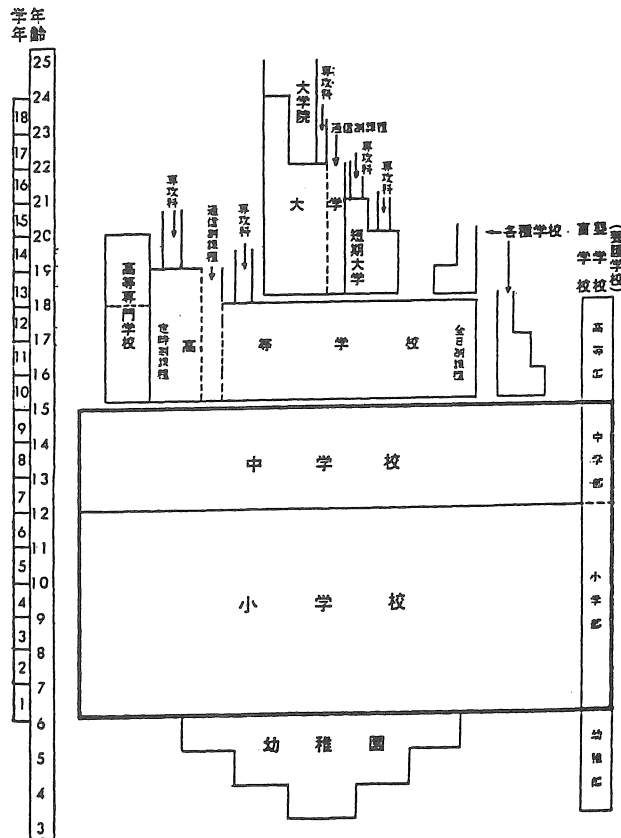
さらに、短い期間で高等教育を受けたいとする要望もあって、昭和二四年には短期大学の設置が認められた。又昭和三七年に至り中学卒業者に五年間の一貫教育を行う高等教育機関として、高等専門学校が新設された。更に専修学校が一九七五年の学校教育法改正（昭五〇 法五九号）によって付替えられた。

なお、大学の通信制・夜間制も制度として認められ、高等教育を受ける機会も急速に拡充された。さらに大学院が設置され、大学の上に修士課程・博士課程（博士課程前期・後期）がおかれることになった。

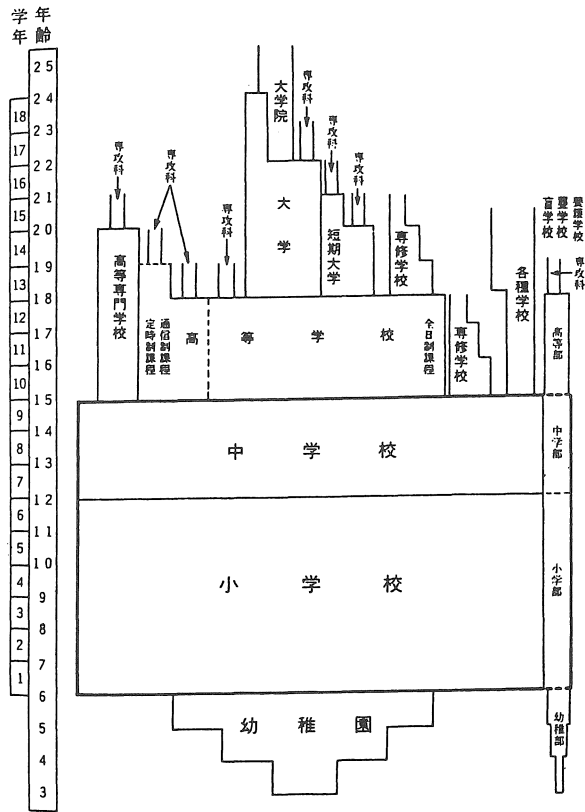
新しい教育制度の体系は左記図表に示されるように整備され今日に至っている⑮。

第3図

新制度の学校教育法による学校系統図（昭和四七年）







① John L. Garey getting Acquainted with Accounting  
Houghton Mifflin Company · 9.12

② 新版 日本史年表 歴史学研究会編(株) 岩波書店 四〇頁。

③ 日本の歴史(上) 井上清 著 岩波書店 二八八頁。

④ 前掲書 二〇二頁。

⑤ 森秀夫 日本教育制度史 学芸図書株式会社 十頁。

⑥ 前掲書 一一頁。

⑦ 〃 一一頁。

⑧ 武市春夫 著 新訂高等教育論 国元書房 四五頁。  
石川松太郎 著 藩校と寺子屋 教育社 一五二頁。

⑨ 文部省 学制百年史 (株)帝国地方行政学会 七頁。

⑩ 前掲書 一一頁。

⑪ 文部省 学制百二十年史 (株)ぎょうせい 一八頁。

⑫ 武市春夫 著 前掲書 五一頁。

⑬ 文部省 前掲書 三七二頁、三七三頁。

⑭ 前掲書 五八頁、六一頁。  
土持ゲリー法一 米國教育使節団の研究 玉川大学出版社 一〇頁。

⑮ 文部省前掲書 三七六頁。

文部省前掲書 学制百二十年史 七七二頁。